

可変費として計上することができる事業税（収入割）の算出方法

Q：他市場収入の還付の計算において「可変費」として計上できる事業税（kWh収入・非化石価値収入に係る収入割）は、どのように算出すればよいでしょうか。

A：長期脱炭素電源オークションにおける会計処理は、容量確保契約金額（各年）を売上として計上し、他市場収益の還付額は、容量確保契約金額を限度として、売上から控除することが考えられます※1。※1 本事例で示した会計処理・税務処理は、あくまで一例を示したものですので、詳細は、ご担当の公認会計士や税理士にお問い合わせください。

そのため、落札電源に係る事業税（収入割）を算定する際の「収入すべき金額」は、「容量確保契約金額による収入 + 他市場収入 - 他市場収益の還付額※2」となります。

※2 上記整理の場合、算定上、控除する他市場収益の還付額は、容量確保契約金額が上限となる。

容量確保契約金額による収入に対する事業税（収入割）分は、応札価格に算入可能であるため、可変費に計上することができる事業税（収入割）は、「（他市場収入 - 他市場収益の還付額） × 事業税（収入割）税率」として、算定してください。

【可変費として計上する事業税（収入割）の算出例】

<前提>

容量確保契約金額 (各年)	1000
他市場収入	800
可変費	300
他市場収益	$800 - 300 = 500$
他市場収益の還付額 ※90%と仮定	$500 \times 90\% = 450$
事業税（収入割）税率	1%

<可変費として計上することができる事業税（収入割）>

収入すべき金額 (課税標準となる収入金額)	他市場収入800 - 他市場収益の還付額450 = 350
事業税（収入割）税率	1%
可変費として計上する事業税 (収入割)	3.5